

令和 8 年度学校安全教育推進委員委嘱要項

（ 目的 ）

- 1 各地域における指導者として小・中・義務教育学校教員の中から学校安全教育推進委員（以下「委員」という）を委嘱し、学校安全の推進と充実を図る。

（ 人数 ）

- 2 委員の人数は、各教育事務所当たり小学校、中学校（義務教育学校の場合は前期課程、後期課程）の教員各 2 名とする。

（ 推薦 ）

- 3 各教育事務所長は、令和 8 年度学校安全教育推進委員委嘱基準により適任者を選定し、令和 8 年 4 月 8 日（水）までに別紙 3 により教育振興部児童生徒安全課長宛てに推薦する。

（ 委嘱 ）

- 4 委員は、別紙 3 により提出された推薦書に基づき、県教育委員会教育長が委嘱する。

（ 期間 ）

- 5 委嘱期間は、委嘱日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、再任を妨げない。

（ 任務 ）

- 6 委員の任務は次のとおりとする。
 - （1）学校安全教育推進委員連絡協議会に出席し、研修及び情報交換を行い、その成果を地域に反映させ、安全教育の推進を図る。
 - （2）各地域における安全教育研究の組織体制の拡充に努め、その推進を図る。
 - （3）教育事務所や市町村教育委員会と協力して、地域の安全教育関係の事業・行事を積極的に推進する。
 - （4）教育事務所指導主事(学校安全担当)と協力して、地域内小・中・義務教育学校の安全教育の推進を図る。
 - （5）県指定等の学校安全研究校、各種研究会の研究に協力する。

令和 8 年度学校安全教育推進委員委嘱基準

(要件)

学校安全教育推進委員の委嘱要件は、以下のいずれかに該当する教員であること。

- 1 各地域において、安全教育に関する指導的立場にある者
 - (1) 各学校の安全主任、教務主任等として安全教育の推進の中心になっている者
又は中心となって活動した経験があり、現在も安全教育に関心の高い者
 - (2) 地域の安全教育部会等の教育団体で活動の中心になっている者又は中心と
なって活動した経験があり、現在も安全教育に関心の高い者
- 2 安全教育の長期研修を終了し、現在も熱心に安全教育に取り組んでいる者
- 3 今後、地域の学校安全教育推進の中心になり、学校安全に関する各種研修会や研究会において、講師や助言者となることが期待できる者